

亀山市公告第48号

簡易公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行うので、次のとおり公告する。

平成23年9月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 プロポーザルに付する業務の概要

(1) 業務名

(仮称) 亀山市待機児童館（認可外保育所）運営業務

(2) 業務場所

亀山市亀田町466番地19

(3) 施設概要

施設種別 認可外保育施設

利用部分 2階建てのうち1階部分

施設規模 延床面積894.94㎡のうち556.24㎡

主要な室 乳児室（ほふく室）1、保育室2、調乳室1、事務室1（和室あり）、便所2（うち乳児用1）、沐浴室1、その他（屋外遊戯場50㎡程度）

収容規模 60名（0～1歳11名、2歳22名、3歳以上27名）

(4) 業務概要

業務概要は、次に示すほか、別に配布する募集要項によるものとする。

ア 保育所の運営に関する業務（亀山市立医療センターの院内保育に関する業務を含み、市長の権限に属するものを除く。）

(ア) 入所させる児童は、原則として市が募集するものとする。ただし、市、亀山市立医療センター及び事業者で調整を行う。

(イ) 利用想定児童数は、昼間が0歳3名、1歳6名、2歳6名、3歳以上若干名とし、夜間が0歳3名、1歳又は2歳を合わせて6名とし、3歳以上若干名とする。ただし、保育士の配置に影響の無い範囲で、各年齢間

の入所児童数を調整できるものとし、実際の入所児童の状況に合わせて、できる限り柔軟な対応を行うこと。

- (ウ) 入所児童は、原則として0歳（生後6カ月）から3歳未満の乳幼児（市が募集し入所決定した乳幼児）とする。ただし、院内保育等の場合、3歳以上の児童も受け入れるものとする。
 - (エ) 開所時間は、通常保育は午前7時30分から午後6時30分までとする。また、院内保育については、亀山市立医療センターとの調整により、一時保育及び夜間保育（週2回程度）を実施する。
 - (オ) 閉所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、院内保育等の利用がある場合は、この限りでない。
 - (カ) 給食は、昼食のほか、乳児用ミルク及びおやつを用意するものとし、当該事業の再委託又は外部搬入を可とする。また、院内保育における夜間保育実施時には、夕食及び朝食を用意するものとする。
 - (キ) 給食については、食物アレルギー対応食の実施と食育の充実を図り、事前にメニューを提出し、市の了解を得るものとする。なお、食物アレルギー対応食の実施が不可能な場合は、代替案を提示すること。
 - (ク) 保護者負担は、保育料のほか、市長が定める実費徴収金とし、市において徴収する。
 - (ケ) 職員は、入所する乳幼児数に応じて児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく「児童福祉施設最低基準」を遵守して配置すること。ただし、保育所長は、保育所（園）での勤務が10年以上で保育所（園）長又は責任のある主任的保育士としての勤務経験が3年以上の者とし、保育士は、保育所勤務経験が5年以上の者及び3年以上の者をそれぞれ1名以上置くものとする。また、保育に従事する職員は、すべて保育士の有資格者であるものとする。
- イ 施設の維持管理に関する業務

保育運営に係る施設の使用において、善良なる管理者の注意義務をもって、常に良好な状態に維持管理するものとする。

ウ その他市長が必要と認める業務

(5) 契約期間

契約締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、運営は、平成24年1月4日から開始し、契約締結日から平成24年1月3日までの期間は、開設準備期間とする。

(6) 業務料の目安

本業務の参考業務料は以下に示す額を想定している。

全体金額104,985千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

<内訳>平成23年度 8,085千円以内

平成24年度以降 96,900千円以内

(7) 企画提案参加資格事前審査

本業務は、企画提案参加資格のうち亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号。以下「規則」という。）第2条第5項の入札参加資格者登録名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に記載された希望業種等の基本項目を選定前に審査する。

2 企画提案参加資格に関する事項

本業務のプロポーザルに参加できる者は、公告の日から見積書徴取日までの間において、別に配布する募集要項及び次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

(1) 法人等を設立して5年以上経過しており、財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。

(2) 認可保育施設又は認可外保育施設の運営（業務委託契約による運営も含む。）実績が3年以上あること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 参加資格確認申請書受付期限までに入札参加資格者名簿に登録され、その後、継続して登録されている者であること。

- (5) 亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定によりその例によることとされている亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 手形交換所から取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (8) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 プロポーザルに係る手続等

(1) 募集要項及び仕様書の閲覧等

ア 募集要項及び仕様書（以下「募集要項等」という。）は、次のとおり閲覧に供するものとする。

(ア) 閲覧期間

平成23年9月1日（木）から同月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(イ) 閲覧場所

亀山市羽若町545番地 亀山市総合保健福祉センター1階 健康福祉部子ども家庭室
電話0595-84-3315

イ 配布資料

(ア) 公告の写し

(イ) 募集要項

(ウ) 仕様書

(エ) 参加資格確認申請書

(2) プロポーザルに関する質問

当該プロポーザルに対する質問（募集要項等の内容に関する

るものを含む。)がある場合は、次のとおり書面(様式任意)により提出すること。

なお、電話・口頭等個別では受け付けない。

ア 質問書の提出

(ア) 提出期間

平成23年9月1日(木)から同月15日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(イ) 提出場所

〒519-0164

亀山市羽若町545番地 亀山市総合保健福祉センター1階 健康福祉部子ども家庭室

電話0595-84-3315

ファクシミリ0595-82-8180

メールアドレス kodomokatei@city.kameyama.mie.jp

(ウ) 提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて受け付ける。ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は必ず着信の確認をすること。

イ 質問に対する回答

平成23年9月20日(火)午後5時までに、参加意思表明者全員にファクシミリ又は電子メールにて行うものとする。

(3) 参加資格申請書の提出

プロポーザル参加希望者は、参加資格確認申請書を提出して、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

また、期限までに参加資格確認申請書を提出しない者又は企画提案参加資格がないと認められた者はプロポーザルに参加することができない。

なお、選定後に企画提案参加資格がないと認められた者のプロポーザルは無効とする。

ア 参加資格確認申請書の受付

(ア) 提出期間

平成23年9月1日(木)から同月7日(水)まで

(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(イ) 提出場所

亀山市羽若町545番地 亀山市総合保健福祉センター1階 健康福祉部子ども家庭室
電話0595-84-3315

(ウ) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、ファクシミリ又は電子メールによるものは受け付けない。

(4) 提出書類の内容

提出書類の内容は、次のとおりとする。

ア 参加申請時に提出する書類

(ア) 参加資格確認申請書

(イ) 直近の貸借対照表及び損益計算書、国税に係る納税証明書、市町税完納証明書等の写し

(ウ) 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は身分(身元)証明書の写し

(エ) 法人等の沿革、既存の保育所運営実態等がわかる書類(パンフレット等)

(オ) 三重県自治会館組合発行の受付票の写し(保管している場合のみ添付)

イ 企画提案書提出時に提出する書類

(ア) 本業務に係る参加資格事前確認通知書の写し

(イ) 本業務に係る委託料の見積書

(5) 企画提案参加資格事前確認及び企画提案提出要請の通知

参加資格事前確認及び企画提案提出要請通知は、原則として参加資格確認申請書の提出期限の翌日から起算して5日以内に申請者に対し行う。

なお、企画提案参加資格事前確認及び企画提案提出要請の通知を受けた者が、企画提案書特定日までに企画提案参加資格を満たさなくなった場合は、企画提案参加資格を取り消すものとする。

また、選定後の参加資格事後審査の結果、特定者に対し

ては企画提案特定通知書を通知し、選定しなかった者へは、非選定理由を通知する。

なお、企画提案参加資格がないと認めた者に対しては参加無資格確認通知書によりその理由を通知する。

(6) 企画提案参加資格確認申請に係る注意事項

ア 参加資格確認申請書及び提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。

(7) 企画提案参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

企画提案参加資格がないと認められた者は、企画提案参加資格がないと認めた理由について、次のとおり説明を求めることができるものとする。

ア 請求方法

説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとする。

なお、書面（様式は自由）は持参するものとする。

イ アの書面の提出期間

参加資格事前確認通知書又は参加無資格確認通知書の送付の日の翌日から起算して2日（日曜日及び土曜日を除く。）以内の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出場所

亀山市羽若町545番地 亀山市総合保健福祉センター1階 健康福祉部子ども家庭室
電話0595-84-3315

エ 理由の説明

亀山市請負工事業者等指名審査会の審査を経たうえ、参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して5日以内に書面により回答するものとする。

(8) プロポーザルの実施

プロポーザルの実施に当たっては、次に示すほか、別に配布する募集要項によるものとする。

ア 企画提案書は、持参により提出すること。

イ 企画提案書の提出期限及び提出先は、次のとおりとす

る。

(ア) 平成23年9月26日(月) 午前8時30分から午後5時15分まで

(イ) 〒519-0164 亀山市羽若町545番地 亀山市総合保健福祉センター1階 健康福祉部子ども家庭室

ウ 提出された企画提案書は、選定委員会において企画提案書を選定するための評価基準に基づいて調査審議し、当該業務についての提案が最適な者を特定するものとする。

エ 本業務に係る参加資格事前確認通知書の写しを添付すること。

オ 本業務に係る委託料の見積書を添付すること。

カ 企画提案書の撤回、差替え及び再提出は認めない。

(9) ヒアリングの日時及び場所

ア 日時 平成23年10月4日(火) 午前9時から

イ 場所 〒519-0164 亀山市羽若町545番地 亀山市総合保健福祉センター2階 研修室

4 その他

(1) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、規則第23条第2項各号のいずれかに該当する場合は担保の提供をもって代えることができるものとする。

なお、規則第25条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除するものとする。

(2) 見積書徴取の無効

本公告に示した企画提案参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者からした見積書徴取及び募集要項に示した無効の要件に該当した見積書徴取は無効とし、見積書徴取無効の者を企画提案書の特定者としていた場合は、企画提案書の特定を取り消すものとする。

なお、企画提案参加資格を確認された者であっても、参加資格確認申請書の提出日から企画提案書特定日までの期

間中に、指名停止を受ける等、2の企画提案参加資格に関する事項に掲げる条件を満たしていない者は、企画提案参加資格のない者に該当するものとする。

(3) 企画提案書特定者の決定

ア 提出された企画提案書について、選定委員会の報告に基づき、当該業務についての提案が最適な者と特定した者を企画提案書特定者とする。

イ 企画提案書特定者を決定したときは、企画提案書特定者に対して特定した旨を通知する。

ウ 企画提案書特定者について、亀山市建設工事等談合情報取扱規程（平成19年亀山市訓令第1号）に規定する談合情報の提供があった場合は、原則として、企画提案書特定者の決定を保留するものとする。

(4) 決定の失効

市長から契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内に契約書又は請書を提出しないときは、規則第20条第2項の規定により、その企画提案書特定者は契約締結の権利を失うものとする。

(5) 契約の締結の中止

企画提案書特定者決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、当該企画提案書特定者の運営能力等（運営計画、資金計画等を含む。）を判断し、契約を締結しないことがある。

また、企画提案書特定者決定後、入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

(6) 支払条件

ア 原則として運営開始日（平成24年1月4日）以降からの月払いとする。ただし、開設準備期間（契約締結日から平成24年1月3日まで）に係る必要経費を10万円以内で別途支払うものとする。

イ 原則として、前金払い及び部分払いは、行わないものとする。

(7) プロポーザルの中止等

不正が行われるおそれがあると認めるとき、災害その他やむを得ない理由が生じたときは、プロポーザルを延期又は中止することがある。

- (8) プロポーザル、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 参加資格確認申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不正又は不誠実な行為とみなし、指名停止を行うことがある。
- (1 0) 本プロポーザル及び契約後において、不正又は不誠実な行為があった場合は、適切な措置を講じるものとする。
- (1 1) 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わないものとする。
- (1 2) 本公告に関する問い合わせ先

〒 5 1 9 - 0 1 6 4 亀山市羽若町 5 4 5 番地 亀山市
総合保健福祉センター 1 階 健康福祉部子ども家庭室

電話 0 5 9 5 - 8 4 - 3 3 1 5

ファクシミリ 0 5 9 5 - 8 2 - 8 1 8 0

メールアドレス kodomokatei@city.kameyama.mie.jp